

## 第80回大阪府森林審議会

平成28年1月19日

【司会（新納副主査）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第80回大阪府森林審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の新納でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員15名中14名のご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、「式次第」、裏面が「配付資料一覧」となっております。次に、「大阪府森林審議会規程」、「大阪府森林審議会 委員名簿」でございます。つづいて、「第80回大阪府森林審議会 配席図」でございます。次に、「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について（諮問）」の写しでございます。

次から、審議・報告関係資料となります。資料1「大阪地域森林計画の変更について」、資料1（参考）、資料2「放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証について（報告）」、資料2（参考）、資料3「林地開発許可の実績報告について（報告）」、資料4「新たな森林保全施策（森林環境税の導入）について（報告）」。

以上でございます。

なお、出席確認票を置かせていただいておりますので、お名前をご記入の上、そのまま机に置いておいてください。後ほど、事務局で回収いたします。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、勝又みどり推進室長からご挨拶申し上げます。

【勝又みどり推進室長】 こんにちは。みどり推進室長の勝又でございます。第80回大阪府森林審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、国におきましては、平成28年度予算要求概算が決定され、林野庁予算においては、その主要課題として、豊富な森林資源を循環利用するとともに、地球温暖化防止対策に資する間伐等の森林施業や路網の整備等の着実な実施等により、林業の成長産業の実現に取り組むとともに、近年の集中豪雨等による山地災害の発生や、山地災害発生リスクの上昇予測等を踏まえた事前防災・減災対策の実施が掲げられております。

本府におきましても、本年度より知事重点事業といたしまして、山地災害・流木防止緊急対策事業を実施してございまして、土石流の発生を抑止する治山ダムや荒廃森林の整備、流木となる可能性のある危険木の伐採・搬出を行うとともに、地域住民の方々と協力いたしまして、森林の危険情報を掲載したマップを作成する新たな取り組みにより、府民の安全・安心を守り、地域住民の防災・減災意識の向上に努めているところでございます。

また、平成28年度より、自然災害から府民の暮らしを守る取り組みや、健全な森林を次世代につなぐ取り組みを緊急かつ集中的に実施するため、28年度よりいわゆる森林環境税、新たな負担を府民の皆様をお願いすることとしております。28年度より4年間実施する予定でございます。

また、前回の審議会でご審議いただきました大阪地域森林計画の策定案につきましては、各委員の皆様からいただきましたご意見を反映した後、農林水産大臣との協議を経まして、平成27年3月31日付で公表させていただきました。

また、その際、報告案件でご説明させていただきました、土砂埋立て等の規制に関する条例、いわゆる残土処分条例につきましては、平成27年7月より施行、本年1月1日から本格実施してございまして、本条例に際しましては事前協議制度を設けてございまして、住民説明会の開催等を事前協議の中でやらせていただいているところでございます。現在4件が事前協議の段階にあるという状況でございます。今後とも、適正な条例の運営を図ることにより、災害の防止、生活環境の保全に努めていきたいと考えております。

さて、本日の会議でございますが、最初に大阪地域森林計画の変更についてご審議いただいた後、放置森林対策行動計画の進捗状況や、森林環境税の導入などについてご報告させていただきます。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見、ご議論を賜りますようお願い申し上げますとともに、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【司会（新納副主査）】 ありがとうございます。

次に、本日ご出席いただいている委員の皆様をご紹介します。

（委員紹介）

【中村委員】 お手元に割り箸を贈っていますけれども、これは以前、20年ぐらい前からマスコミで、割り箸を使うな、もったいないとか、無駄なことをするなということで、いまだにマイ箸を持って歩いておられる方を時々見受けるので、私なんかは非常に腹立たしく思っています。本来の割り箸というのは江戸時代からのもので、酒だるが吉野でつくられるときの背板、木材の端っこのほうですね、その端材を利用しようじゃないかと。それこそ、もったいないから使おうじゃないかということで広がってきた日本独特の商品ですけれども、これをしっかりもう1回啓蒙し直そうということで、大阪のワイズメンズクラブ西クラブと提携しまして、一緒になって今あちこちにばらまいておりますので、お手元でご使用いただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

【司会（新納副主査）】 近畿中国森林管理局長の馬場一洋委員でございますが、本日は所用のためご欠席で、代理で計画保全部長の馬場敏郎様にご出席いただいています。

【馬場敏郎委員（馬場一洋委員代理）】 本日、局長は所用のため出席できませんので、私が代理出席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（委員紹介）

【司会（新納副主査）】 以上で、ご紹介を終わらせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、議長につきましては、「大阪府森林審議会規程」第5条第1項の規定によりまして、増田会長に議長をお願いしたいと存じます。

増田会長、よろしくお願いいたします。

【増田会長】 皆さん、こんにちは。80回目の森林審議会ということで、今年初めての寒波の日ということですが、皆さん、風邪を召されないように気をつけながら会議もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

お忙しいところ、集まっただきまして、ありがとうございます。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。

まず初めに、本日の議事録署名委員ですけれども、坂野上委員と吉田委員のお二方をお願いしたいと思います。

本日の議題ですけれども、議事次第にございますように、議事案件が3件、その他が、その他も含めて3件ということになっております。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に議事に入らせていただきたいと思います。議事次第の1番、議事(1)大阪地域森林計画の変更についての諮問でございます。

まず、諮問内容につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【栃原主査】** 森づくり課森林整備グループの栃原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私から、議事の(1)大阪地域森林計画の変更について、ご説明します。座って説明させていただきます。

大阪地域森林計画についてですが、まずお手元の資料、A4の1枚物ですけれども、知事から森林審議会会長宛ての「森林法に基づく大阪地域森林計画の変更について(諮問)」とある諮問書をごらんください。

今回、森林法第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するに当たりましては、森林法の第6条第3項の規定により、本審議会の意見を求めるものであります。このため、このように諮問書の写しをつけさせていただいております。

続いて、お手元の資料1の1ページをごらんください。

地域森林計画は、農林水産大臣が策定します全国森林計画に即しまして、対象とする森林の区域、森林の有する機能別の森林の整備の方向ですとか、伐採、間伐、造林の整備目標などについて、10年を1期としまして5年ごとに樹立するものです。そして、この計画を指針として、市町村は市町村森林整備計画を策定することとなっています。

現在の大阪地域森林計画につきましては、5年ごとの樹立期でありました平成26年度にこの審議会でもご審議いただきまして、平成27年4月1日から平成36年度末、平成37年3月31日までの計画となっています。

そして、今回の地域森林計画の変更の内容についてですが、1点目が林地開発許可の完了に伴う森林区域面積の変更に関する件です。今回は306haの森林区域の縮小となっています。

2点目はその他といたしまして、大阪府の組織改編に伴うもので、「みどり・都市環境室みどり推進課」から「みどり推進室森づくり課」に室課名を変更しています。

続いて、資料2のページをごらんください。2ページには大阪地域森林計画変更の新旧対照表、また3ページにはそれぞれの開発案件の表を載せております。表より、箕面市、能勢町、茨木市、四條畷市、河南町、熊取町の6市町の森林区域面積が、5件の林地開発完了に伴い合計306ha減少いたします。個別の減少区域につきましては後ほど説明いた

します。

続いて、資料の4ページをごらんください。こちらには、参考資料として、林地開発の完了に伴う森林面積の減少に関し、直近5年と今後の見通しを載せております。過去5年間では、林地開発に伴う森林区域の縮小が1カ所当たり50haを超える案件は2件ございまして、これらの大規模開発を除きますと、森林区域の縮小は年平均約20haとなっております。また、来年度以降は森林区域の縮小が1カ所当たり100haを超えるような開発完了予定が4件ございます。平成27年度は245haですとか48haといった大規模なものが重なっており、今年度は突出した数値となっております。

また、資料の6ページからは大阪地域森林計画書（変更）の案をつけてございます。この計画書変更に当たりましては、平成27年12月2日から30日間、計画案の公告・縦覧をいたしまして、その後、森林管理局、経済産業局、市町村への協議を行いまして、異議のない旨ご回答をいただいております。

それでは、資料1（参考）としてつけております資料に基づきまして、今回の個別の縮小区域についてご説明いたします。

お手元の資料1（参考）とともに、パワーポイントの映写によってご説明したいと思いますので、準備のお時間をいただけますでしょうか。

そうしましたら、今回、林地開発による森林の減少区域ですけれども、まず位置図をいたしまして、大阪の北部のほうです。①といたしまして、箕面市の大字栗生間谷及び茨木市大字佐保、これらが彩都西部地区といたしまして、大規模ニュータウンの開発の完了に伴う森林区域の縮小でございます。②が能勢町の山辺地区でございます、太陽光パネルの設置に伴う森林区域の縮小でございます。③が四條畷市大字上田原地区で、スポーツ・レクリエーション施設の開発に伴う森林区域の縮小でございます。

そして、2ページ目に南部地域の位置図をつけておりますが、④といたしまして河南町大字上河内地区で、こちらも太陽光パネルの設置に伴う森林区域の縮小。⑤熊取町つばさが丘につきましては、住宅地の造成に伴う森林区域の縮小となっております。

それでは、それぞれ各地域について細かく説明させていただきます。

まず初めに、箕面市及び茨木市の住宅地等の造成に伴う開発でございます。

こちらは、ライフサイエンス分野の研究開発拠点をはじめ、国際的な学術研究・文化交流拠点と、国際化・高齢化・高度情報化など時代のニーズに対応した箕面市・茨木市にまたがるニュータウンの造成というものでございます。全体計画は、今回の西部地区のほか

中部地区、東部地区と区分されておりまして、全体3地区では743haありますが、本件はそのうちの西部地区でございます。

地図がありますけれども、オレンジ色に着色した部分の森林区域が今回の開発に伴いまして減少するという部分でございます。

また、その次のページに残置森林・造成森林の配置図をつけてございます。今回の開発に伴います残置森林につきましては、こういった都市部からの山麓景観及び環境の保全に配慮し、事業区域の南側、事業区域はこちらの図面の（ちょっと見づらいですけども）青の線が事業区域でして、その中で黒で線を描いていますのが森林の区域になってございます。緑色に着色している部分が残置森林になってございます。残置森林を活かした公園緑地ですとか河川沿いの緑地、街路樹が一体となったまとまりのある緑地となるよう配置されています。

完了に際しましては、防災施設や残置森林等の緑地等が適切に整備されたこと、また、今後も適切に管理される状況にあることを確認しています。

このようなことを踏まえ、本案件では、事業区域全てが市街化区域に編入されており、残置森林等が市街化区域内の緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て（先ほどのオレンジで着色された部分ですけども）森林区域から除外します。除外面積といたしましては、箕面市で134.99ha、茨木市で110.50haになってございます。

ちなみに、地域森林計画書では森林面積を整数どめで表記している関係で、茨木市については110haの減少ということで先ほどの資料1の新旧対照表及び開発の概要に書かせていただいております。

続きまして、完了確認をしたときの状況写真です。残置森林、公園ですとか、道路植栽の様子、河川沿いの緑地など、適正に緑地、環境の保全を図っておられるところが見てとられるかと思えます。

次に、豊能郡能勢町山辺地区の案件でございます。

こちらにつきましては、太陽光発電所用地の造成を目的として行われたものです。

図面といたしましては、同じようにオレンジ色で着色された部分を森林区域から除外するものでございます。事業区域ですけども、もともと教会の敷地内の緑地として利用されてきた雑木林でした。林地開発に当たりましては、教会の建物周囲の残置森林の東側にあります緑の固まっている部分ですね、このように教会建物周囲の残置森林を活かして、まとまりのある緑地となるよう造成森林の配置を指導しております。

完了に際しましては、申請内容どおり適切に履行されたことを確認し、適切な維持管理を行うようお願いしています。

以上を踏まえまして、本件につきましては、事業区域の外縁部に適切に残置森林等が計画され、施設内緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外すると。あわせまして、事業区域外で開発により、近接する森林と一体性がなくなった約0.1ha、図でいいますと、青の事業区域の外に森林区域があるんですけれども、これが約0.1haありまして、この部分が周りの森林区域から離れた状態、一体性を持たないということになりますので、今回あわせて森林区域から除外するというふうに判断しております。全体といたしましては、この案件で2.45haの減少となります。

ちなみに、2.45haといいますのは、開発行為の面積の、しようとする森林面積2.36haと、参考の欄に事業区域外の除外森林ということで、0.09ha記載しておりまして、その2つを足した2.45haを区域から除外するものでございます。

こちらも完了時の写真がございしますが、防災施設として沈砂池を設けておりまして、こういうふうにパネルの設置をされている状況でございます。

続きまして、3件目の案件、四條畷市大字上田原地区における開発でございます。

こちらにつきましては、スポーツ・レクリエーション施設用地の造成を目的といたしまして、市と学校法人の共同による設置を目的として用地造成されたのですが、用地目的が見直され、現在は防災拠点としての機能を有する市の総合公園として整備が進められている状況にあります。本件については、平成14年に造成行為の完了を確認したのですが、施設利用計画が凍結したことを受け、適切な土地利用が見込まれるまでの間、森林区域からの除外を見送っていたものです。このたび、防災拠点としての機能を有する市の総合公園として土地利用が図られることから、森林区域から除外を行うものです。

また、残置森林につきましては、周辺森林との緩衝として事業地周囲に配置されています。こちらも、同じようにオレンジ色に着色された部分が施設用地として開発された部分で、この部分を区域から除外するものです。ここで緑色の部分が残置森林、改変を伴わずにそのまま森林の状態として残すものです。

本件につきましては、事業区域の外縁部や施設間に適切に残置森林が計画され、今後も周囲の森林と一体的に維持されるため、開発によって改変された、オレンジで着色された部分、公園施設用地のみを森林区域から除外します。したがって、8.93haの森林面積の減少となります。

これが平成14年時に造成を確認したときの様子でございます。盛土法面につきましては、吹付等の緑化をされていること、改変を伴わないところの残置森林が残されていること、切土法面についても、吹付等の緑化、植栽ネット工法等の緑化がされて、改変を伴わないところの森林が残されていること、造成緑地と調整池ということで、災害の防止についても適切な措置がされていることで、今回、土地の改変された8.93haを除外するものです。

続きまして、4件目の南河内郡河南町大字上河内地区でございます。

こちらにつきましては、太陽光発電所用地の造成を目的として開発されたものです。

このように、オレンジで着色された部分を今回、森林区域から除外するものです。

この地区ですけれども、当該地におきましては、30年以上前に伐採届による採石行為が行われまして、その後、残土処分等に係る森林区域が1haを超えたため、林地開発許可違反として、造成法面の緑化回復等の指導を行ってきたところでございます。事業者が解散して以降は状況の改善が望めず、現地監視、パトロールを続けてきましたが、今回、太陽光発電施設としての土地利用が図られることにより状況が改善しました。なお、許可に当たっては、基準に適合する防災施設を整備させることはもちろん、現地の造成経過を踏まえ、法面の安定計算をさせ、安全性を確認させるなど、慎重に対応しています。

今回の事業区域の外縁部に適切に造成森林が計画され、施設緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外するものです。除外する面積は2.44haでございます。

この法面ですが、斜面の様子とありますけれども、こちらが造成緑地の部分でございます。表には造成森林と書いておりますけれども、その部分に当たります。沈砂池を設け、排水管を通し、水害の防止ですとか災害防止を図っているということで、適切な防災措置等が講じられたところでございます。

最後に、5件目の、泉南郡熊取町つばさが丘地区でございます。

本件は住宅地の造成を目的に林地開発されたものでして、公共スポーツ施設や野外活動施設に近接する市街地整備として、町の都市計画マスタープランにも位置づけられています。

こちらにつきましても、事業区域内の森林、オレンジで着色した部分を今回、森林区域から除外するものでございます。

残置森林、造成森林の配置図がございしますが、南側の森林区域に沿って残置森林を配置

するほか、街区の周辺部に造成緑地、街区内に公園を設けるなど、旧市街からの緑のつながりに配慮しています。

また、完了に際しましては、防災施設や残置森林等の緑地等が適切に整備されたこと、今後も適切に管理される状況にあることを確認しています。

このようなことや、事業区域全てが市街化区域に編入されており、残置森林等は市街化区域内の緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外することとします。減少面積といたしましては48.41haでございます。

以上の開発案件5件、6市町分を合わせた306haの森林区域面積の減少が今回の地域森林計画の変更内容でございます。本日この審議会において変更案が了承されましたら、農林水産大臣と協議し、計画変更の決定を行い、年度内に公表することとしております。

以上が地域森林計画の変更についての説明でございます。説明を終わらせていただきます。

**【増田会長】**      ありがとうございました。

それでは、ただいまご報告のございました大阪地域森林計画の変更について、森林区域の除外と、組織変更に伴う名称変更という2点ですけれども、何かご意見あるいはご質問等がございますか。いかがでしょうか。

小杉委員、どうぞ。

**【小杉委員】**      お聞きしたいことが1点あるんですけれども、これはどの案件も最初に林地開発の許可がおりて、その後、開発が進んで、完了した段階で今日のような話になるという理解でよろしいんですか。途中、ナンバー4のお話があったときに、最初、不法な開発で放置されていて、その後、適正に開発されたので今回の運びとなったということですから、こちらは正規にちゃんと開発される前に林地開発の許可の過程を経ているということでしょうか。

**【増田会長】**      いかがでしょうか、事務局。どうぞ。

**【樋口副主査】**      回答させていただきます。

本件につきましては、太陽光発電施設の設置のための林地開発許可ということで、基準に適合するような計画、排水施設等を整備させた上で申請書を出させまして、それから許可、その後、行為、完了ということで、この太陽光発電施設に関する行為としては許可済み行為ということになります。

**【原森づくり課長】**      補足させていただきます。森づくり課の原でございます。

この4番目の河南町上河内の案件ですけれども、説明でもございましたとおり、当初は1ha以下の開発行為ということで、伐採届で行為がなされていたのですけれども、その後、拡大されることになりましたら、許可を受けずに採石場所に土砂を入れられたりしましたので、不許可案件となり引き続き指導してまいりました。森林法の網をかぶせてその指導を続けてまいりました。現在まで森林地域としてとめ置いて、監視のパトロールだとか、またその後の引き続いての違法行為を監視していたところです。今回、太陽光発電の業者さんがこの土地を活用して発電施設を設置するというので、それに伴い開発許可申請が出てまいりましたので、森林法に基づきます各種の制限、指導等を行いました。適正な土地の開発行為をしていただき、いろいろな防災施設も配置していただき、今回、事業の完了がありましたので、森林区域から抜くという行為をとらせていただくことになりました。

こういう形で、違法案件の適切なおさめをいろいろと模索する中での1つのいい事例かなと我々は考えておるところでございます。

【田中森林整備補佐】 それともう1つ、森林審議会ですけれども、5ha以上が審議になっておりますので、この案件については報告ということになります。

【増田会長】 そうですね、ここにかかっているのは5ha以上がかかっているということですね。

【田中森林整備補佐】 そうです。

【増田会長】 ほかはいかがでしょうか。

黒田委員、どうぞ。

【黒田委員】 残置森林のことでお伺いしたいんですけれども、どの場所も残置森林が設置されていて、適正に管理されるという説明でしたけれども、もともとが例えば里山とかだと思えます。時々枯れ木倒木が起こるというリスクの中で、これは管理責任はどちらにあるわけですか。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【樋口副主査】 残置森林の管理ということでよろしいですかね。

【黒田委員】 はい。

【樋口副主査】 残置森林の管理につきましては行為者で管理するということ、残置森林に関する誓約書というのを大阪府と結んでおりまして、その中で適切な残置森林の管理をしてくださいという指導をしております。

【黒田委員】 法的には指導はできているけれども、ただ、やるかどうかといいますか、

そういうチェックというのはなかなか難しいと。

【樋口副主査】　そうですね、強制力までがということになると、その誓約書に基づいて適切にやってくださいというのをこちらとしては指導すると。

【黒田委員】　じゃ、もし問題があれば、誓約書があるので、言えるということになるんですね。

【樋口副主査】　そうですね。

【黒田委員】　リスクが最近、森林というのは自然に置いておけばいいみたいなイメージが一般の方には強いので、そこがちょっと心配になりました。

【山添保全指導補佐】　追加でお話しさせていただきます。

大規模開発の住宅地等の場合は残置森林を市町村へ移管している場合があります。その場合は当然市町村で管理していただく。例えば太陽光パネルなんかの場合は、その土地自身は当然事業者のもの、また借りている場合もありますけれども。そうしたら、土地の所有者自身が所有権に基づいて財産管理をするというのは当たり前の話になってきますので、結局のところ、市町村へ移管したら、受けた者が当然管理をしてくださいねと。所有している場合は当然所有者に管理責任がありますよということで一般的に管理していただいていますし、そこが成り立っていなかったら、住宅地の場合はどこかへ絶対苦情が来ますので、その際にきっちりと対応していくということにしております。

【増田会長】　よろしいでしょうか。

実態としては、残置森林みたいなやつを更新管理的な、あるいは保育管理的なことはあまりされないというのが実態ですよ。極端なことを言うたら、ナラ菌がついてナラ枯れが発生したとか、アカマツ枯れが発生したとかといわれればやりますが、緑地指定として市が受けて、それを毎年、ある一定の管理費をかけて管理するかというと、実態、なかなか定常的管理はしにくいと。何らかの齟齬が発生したときには管理するというのが、そんな状態が実態ではないかと思えますけどね。今、黒田委員がおっしゃったような形で、必ずしもほんとうの意味で、公園とか街路樹みたいに適正に毎年管理できるかということ、なかなかできないというのが実態だと思えますけど。ある問題が発生したら、それに対する対処はきっちりとされていると思えますけれども。

はい、どうぞ。

【吉田委員】　ちょっと話が違うかもわかりませんが、大阪の森林ということで。今ご議論いただいているのは森林面積の減少だと思うんですね。つまり人間活動による森

林面積の減少。今は、鹿などによる獣害によって森林の蓄積のほうが増加している可能性もあるわけです。そういったものはここには入らないのかどうか。

それからもう1件、温暖化の影響で、和泉葛城山のブナ林の衰退が進んでいるという記事がありましたけれども、実際どの程度進んでいるのか、また、そういうことが、ほかの地域で森林の変容といったものはないのかどうかというのをお教えいただきたいと存じます。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【田中森林整備補佐】 1点目の森林面積の減少の話でございますが、今回は開発等に基づきまして、森林法第5条に基づく森林の面積の変更ということでございますので、材積については考慮していないということでございます。

それから、ブナ林につきましては、温暖化が問題になっているということが直接なのかどうかというところははっきりとはわからないと思うんですけれども、衰退していることは事実でございます。ボランティアさんなんかは苗木を育てたりして後継樹を育てるようなこともしていますので、それはそれで保全はしているという状況でございます。

【増田会長】 和泉葛城はトラスト運動の形でブナ林の保全活動をされていると思うんですけれども、大阪府の。

【田中森林整備補佐】 そうです。府の外郭でございます大阪みどりのトラスト協会のほうで活動させていただいております。

【吉田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょう。

栗本委員、どうぞ。

【栗本委員】 意見とお願いですけれども、今、減少についてのことをお聞かせしていただきました。森林に繰り入れるということについての手続とか方法がもしあれば教えていただきたいんですが。例えば、私ども、木材を搬出するときに、林道のそばに放棄水田があって、見た目にも外形上も林地化している。だけれども、地籍上は田んぼになっているということがあったときに、森林として一体的な搬出計画とかができやすいように、そういうところを森林に組み入れられるのかどうかということについて少し教えていただけたらと思っています。

【増田会長】 いかがでしょうか。

農地を林地にかえるというのはなかなか難しく、実態の農地面積よりもかなり本当は少なくなっていますけれども、それが減少したという形では計量化されていないというのが実態だと思います。特に昭和30年代の初期に放棄された水田というのはハンノキ林になったり、あるいは柳林になったりしています。農地から林地へ転換したというのは、事例としてはあまり聞かないし、実態として本当にできるのかどうかというのも、ちょっと私はその辺は詳しくないですけど、いかがでしょうかね。

【原森づくり課長】 話は古くなるんですけども、以前、泉州地域なんかでしたらミカンの栽培がよくされておりまして、オレンジの自由化等においてミカン農家が放置して矮林化したものを今回の地域森林計画の対象森林に、現況調査の結果、入れたことがございます。また、水田におきましても、そういう造林補助金等の申請等がございましたときには、造林補助金を出して地域対象森林に入れたことがございます。その際に、農地のときに我々は地目の変更をお願いしたりとか、そういうことをお願いして当時は入れたところでございます。

ただ、最近はそういう実績がありませんので、もし編入するという形になりましたら、やはり農地と森林区域を重ねるといのはよろしくないことでございます。実態として森林現況になっているということであれば、つまり地域森林計画の編成上、現況が森林であれば、森林地域ということになりますけれども、補助等を導入する際には、地目の変更となります。その辺を所有者さんをお願いして、それが固まった段階で地域森林計画への編入をさせていただいて、林野庁の用意しています各種補助金の対象になってくるのかなど。そういう形になるのが一般的な考え方かなと考えております。

【栗本委員】 ありがとうございます。

【増田会長】 多分、統計上、放棄水田になっていて、ずっとほんとうは放棄水田に対する対策を立てなあかんというような面積が結構あって、実態は林地化しているみたいな話がどの府県でもあって、それが今の地目変更みたいなどころの対応は追いついていないというのが実態やと思いますけどね。かなりあることはあると思いますけどね、実態としては。

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【松村委員】 今みたいな話ですけど、細かい話ですけども、教えてください。

箕面市でパワーポイントのところ写真がありますね。その写真の中で左下、水路溝みたいなのがつくってあるんですけども、ここにスリットが入っているんですよ。この

スリットの意味はということが1つです。

そして、太陽光パネル、最近これは大はやりですけれども、傾斜のあるところに、土だけの上にパネルを置くと多分、掘れたり、そこから土砂が出たりということがありますが、能勢町山辺地区を見ていると、どうも太陽光パネルの下部にコンクリートも何も張っていないような気がするんだけれども、ただ土が出ているというようなイメージです。これはそれでいいんですか、教えてくださいということです。

さらに、熊取町つばさが丘のところで、聞き漏らしたのかもしれませんが、減少森林区域というのがあって、その中で見ていると、右下あたりに何か崖の印が大きくついています。これは多分、土捨て場、土採り場、どっちかだと思うんですけれども、そうすると、これがもともと森林なんですかと。今回それを省くというんですけれども、これだけ荒らされたところに森林らしきものがあつたのかどうか、そういうのが気にはなるところで。何でもこういうものが、多分聞き漏らしているのかもしれませんが、本来ならば、このところを森林からもっと前に除外しておくべきではないのかなという感じはします。

3点教えてください。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【樋口副主査】 まず、箕面市の水路工でございますけれども、真ん中のスリットというのは、水通しになっているところに入っているというスリットですかね。

【松村委員】 そうですね。

【樋口副主査】 これは、済みません、ちょっと即答しかねます。通常流すべき水路の流量を計算した上でこの口を切っているのかなとは思いますが、申しわけないです。

【松村委員】 ちょっとこれね、何か低くなっている感じがして。土砂か水をためるつもりでいるのかどうかですね。

【樋口副主査】 そうですね、はい。

【松村委員】 こういう構造はあまり見ないもので。沈砂池のかわりにしているのかもしれませんがね。

【樋口副主査】 それから、能勢町の太陽光パネルですけれども、ここにつきましては、土地自体が平坦な土地になっていまして、基礎がないような打ち方ということになっております。今、細かい図面がなく確認ができませんけれども、この打ち方をするとき、下にアンカーみたいなものを引っ張らせて打つという場合があります。これがそういう形

になっているかまでは、ちょっと済みません。

【松村委員】 いや、下が裸地になってしまうので、雨が降れば、パネルに沿った水が流れて落ちて、そこを削ると。そして、水がどんどん集まってくるとどんどん削られていくんじゃないかなということ、パネルの下あたりは最低限何かでカバーしておかないと。草を、本来ならば芝生でも植えればいいんだけど、パネルの下に芝は入りませんよね、日が入らないから。だから、そういう意味合いにおいて、ここから出る土砂のこと、平地だといっても、ちょっとした傾斜だったら、間違いなく土砂が出ます。だから、そういうものに対してどうお考えかなという話です。

【樋口副主査】 それにつきましては、太陽光パネルの許可実績というのもまだそれほどありません。今、新たに洗掘されたりという状況は我々も把握しておりますので、新規でされるものにつきましては、このパネルから出てくる水の排水方法、パネルから流れてくる水を受けるのか、それとも、今おっしゃられているように植栽等をして、直接地面を削らないようにするのかなど、そういうのは事業者を検討するように指導しようということで今進めてはおります。

それと、最後のつばさが丘ですけれども、採石場跡地ということであれば、通常、森林区域内での採石場というのは最後、事業が完了した後はまた植栽して森林に復旧するという形をとっておりますので、その場合は森林区域から抜かずに、植栽して森林として復旧させて完了すると。その後にもまたこういう開発がある場合は新たに林地開発許可によって許可を行って行為をさせると。

【松村委員】 1回林地開発許可を受けて、そこで採石して、その間は林地じゃないわけですね。

【樋口副主査】 その間も森林区域としては残しております。

【松村委員】 そうすると、開発許可と、開発するには、それは森林の中でやるということですか。

【樋口副主査】 そうですね。跡地が採石場の場合は、閉めたらそこで事業終了ということになりますので、その場合は森林にして返すというようなことをしております。

【松村委員】 例えば、そうすると、太陽光パネルのときも一緒に、太陽光パネルも永久に使えるものじゃないし、更新するかどうかかわからないですね。更新をやめたらまた森林に返すんですか。

【樋口副主査】 現在のところ、太陽光パネルについてはそこまでの……。

【松村委員】 いや、現在のところというよりも、それが無いからという話じゃなくて、今のお答えですと、採石の後、森林に戻したらまた森林。だから、採石している最中も森林だとおっしゃったので。そうすると、太陽光パネルの場合は一旦、森林から除外したでしょう。そうすると、太陽光パネルの事業も、ここはやめた。ずっとやれるわけではないと私は思っているんですけども。だから、やめたらまた森林に戻すんですかという話ですけど。

【原森づくり課長】 太陽光パネルにつきましては、事業という形で、太陽光発電をする事業用地ということでの林地開発の申請が出てまいります。それに基づいて他用途へも使用するということがありますので、完了確認後は森林区域から抜かせていただきます。もしも20年、30年たって施設を取り除いて、また森林状態に復するようなことがございましたら、森林現況調査の中でまた森林区域に編入することは可能かと思っておりますけれども、事業用地としてなされると。

採石につきましては考え方がいろいろあるんですけども、土地の一時転用というような考え方がございまして、石をとっている間はそういう事業をなさっているけれども、石をとった後は森林に復して、森林に戻すということを、採石跡地ではそういう事業地の考え方をとっておるものですから、完了後も森林許可を残さずに森林にと。また、開発の計画に際しては、採石をとった後は、完了する際には樹木の植栽等を指導しまして、森林に復する行為を求めているところでございます。

行為中に森林区域かということですけども、森林法に基づく指導をしておりますので、森林区域から外れますと森林法に基づく指導ができなくなりますので、行為が完了するまでは森林区域にとめ置いて、完了確認後、適正な形をとってもらったものに対して、今回諮っていただいておりますように、森林区域から除いて森林法の適用から外すという行為をさせていただきます。大きな住宅開発ですと、10年ほどは木が1本も生えていないのに森林区域という状況が続いていることがございます。

【松村委員】 確かに岩が出てしまっているから、森林になかなか戻らんとは思いますがね。わかりました。

また、この岩を掘削した後、また土砂を持ってくる人がおるんですよ。その場合はどうということになるんですか。要するに、採石した後また別からの土捨ての場所として土砂を持ってくるということをやっているところが大阪府でこの前どこかがあったんですけども、そういうときは、途中でまた土砂を持ってくる時も許可は要るわけですか。

【原森づくり課長】 林地の開発ということでもありますので、土砂が入っていたり、大阪府の場合には去年の7月1日から土砂条例ということで、土砂の埋め立ての行為に関しては一定の条例上の規制をかけてやっております。よくあるんですけれども、土地をとって、穴ぼこをつくって、そこに土砂を埋めるときに、住宅造成ということで許可をとりますと、埋めた後が住宅地にかわるという、土地所有者三段論法というのがよくあるんですけれども、その際、それぞれの段階で適正な指導を行って、防災面等に気をつけて開発をということで行っているところでございます。

【松村委員】 わかりました。よろしく申し上げます。

【増田会長】 よろしいでしょうか。

かなり手続論上のいろんな意見交換ができたかと思えます。ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。これは諮問案件でございますので、原案どおりお認めいただくということでお諮りしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田会長】 ありがとうございます。異議なしという声でございますので、原案どおりお認めいただいた、妥当とする旨、答申させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、議事2、放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証につきましてご報告をいただければと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

【塩野森林支援補佐】 森づくり課森林支援グループの塩野です。私から、放置森林対策行動計画の進捗状況及び検証についてご報告させていただきます。

お手元に資料2、それから資料2（参考）をお配りしております。説明は主に資料2でさせていただきますが、参考として「放置森林対策行動計画書」の本体もお配りしております。こちらは平成19年8月に策定しました10カ年の計画になります。直近では平成25年12月に改定し、木材利用量の目標設定等をさせていただいているところです。

この行動計画の資料2（参考）の一番後ろのページを見ていただきますと、19ページに「第6 行動計画の進捗状況の検証」ということで、「数値目標」を設定して進捗の管理をするものと、それ以外に「具体的取組」ということで幾つか項目を挙げさせていただいておりますが、これらの計画上の進捗状況について、毎回、森林審議会におきましてご報告させていただいているということでございます。本日も、平成26年度の実績の状況についてご報告させていただきたいと思っております。

資料2に戻っていただきまして、表紙をめくっていただきまして、A3で2枚、資料をご用意させていただいています。数値目標を設定した取り組みとして、4つの項目につきまして、グラフで進捗状況を表現させていただいております。

まず冒頭、右の上ですが、「竹林整備面積」の表の中で数字に誤りがありますので、訂正をお願いしたいと思います。26年度の竹林の数字ですけれども、資料が90となっておりますが、これは106haの誤りでございます。これによりまして、折れ線グラフで表現しております竹林整備の累積が375～391haになります。達成率は144%になります。おわびして訂正させていただきます。

それで、この4つの項目の中で順に、「人工林間伐実施面積」についてでございます。

平成26年度の間伐面積は全て公的関与によるものでございますが、312haとなっております。平成19年度からの累積間伐面積は6,399haとなっております。平成28年度、今回の行動計画の期末時点での目標量が1万100haでございます。達成率は63%となっております。

グラフを見ていただきますと、平成24年度に少し数字が落ち込んでいるところがございます。国の間伐の補助金、助成が伐り捨て間伐から利用間伐に採択の要件が変わっているという制度の見直しがあり、間伐実施面積がその時点で少し減少はしております。国の森林経営計画という形で、計画的に間伐を進めていくという計画策定については、平成24年度から制度がスタートしており、大阪府においても順次、計画の策定を進めているところでございます。

今後も、森林経営計画を策定し、施業の集約化を図っていくことで路網整備や搬出間伐を促進させていくとともに、防災とか公益的機能の高度発揮が特に求められるような森林につきましましては、保安林指定も行って、治山事業等による間伐も進めていきたいと考えております。

それから、右の上のほうに行きまして、「竹林整備面積」でございます。

先ほど修正させていただいたんですけれども、平成26年度の実績は、森林ボランティア団体等により、国の補助事業等もございまして、これらを活用した竹林の整備活動の増加、それから、平成17年度からやっております大阪府のアドプトフォレスト制度、こういったものを活用した企業さんなどの活動等によりまして、実績は106haとなっております。

今後も、国の補助制度でありましたり、府のアドプトフォレスト制度などを活用いたし

まして、地域のボランティア団体、あるいは企業の方々の参加によります竹林の整備を促進してまいりたいと考えております。

左の下、「森林ボランティア参加者数」でございます。

これは平成28年度時点で年間目標量が1万5,000人ということで目標設定しております。大阪府で設定しております11月を山に親しむ推進月間と指定いたしまして、森づくり活動への参加を促しているところでございます。こういった取り組みであったり、先ほど申し上げましたアドプトフォレスト制度によります企業さんの活動の参加といったものもございまして、平成26年度につきましては、目標値1万5,000人の約8割、1万2,605人の方々にボランティア活動に参加していただいております。

今後も、森林ボランティアや企業さんによります森づくり活動の実績、あるいは、一般の方でも参加できるような体験活動の情報、これを広く発信していくことによりまして、府民の方々に森づくり活動に興味を持っていただいて、活動に参加していただけるような機会を今後も提供してまいりたいと考えております。

それから、右の下、「木材利用量」でございます。

これは、平成28年度の目標値として年間1万4,000立方メートルを設定しておりますけれども、先ほど申し上げました森林経営計画の策定によりまして、施業の集約化、あるいは路網の整備のほか、木材の新たな用途開発でありましたり、木材を加工する加工施設の整備などに対します支援、それから、大阪府で進めています一園一室木質化、こういった取り組みなどによりまして、木材利用量は前年度実績からトータルで2,000立方メートルほど増えまして、1万500立方メートルとなっております。

バイオマス利用は少し伸びが低くて、目標値に対しては達成率25%でございますけれども、住宅建材等の用材につきましては、目標値に対して達成率95%の数値まで利用量が伸びてきております。

今後も、地区を重点化して森林経営計画を策定し、これに基づく施業の集約化、あるいは木材の安定供給に取り組んでいくということと、子育て施設などの木質化、あるいは内装材供給のための川上から川下までの連携体制の構築、これに努めてまいりたいと考えております。

それから、3枚目のA3のほう、これは縦書きになりますけれども、「主な具体的取組」につきまして、項目ごとに平成19年度からの実績を順に表でお示しさせていただいております。

時間の関係もありますので、全部の説明はできかねますので、重点的に説明させていただきます。「山地災害危険地区の府民周知」では、《主な項目の取組み状況》の中央部分に、少し文章を書かせていただいておりますけれども、大阪府のホームページへの掲載のほか、大阪府の地域防災計画、あるいは市町村の地域防災計画にも掲載して、山地災害危険地区の周知を図っているところです。また、平成26年度からは、土砂災害防止法に基づきまして、市町村が地域住民と地区単位のハザードマップを作成する際に、各地区に山地災害危険地区の情報を提供するとともに、その情報をハザードマップに反映させて、地域住民の方々に対して山地災害危険地区の周知促進に努めているところでございます。平成26年度には、このハザードマップを13カ所について作成しております。

それから、先ほど木材利用量の部分でバイオマス利用の数値が伸び悩んでいるというお話をさせていただいておりますけれども、これに関連して、「木の駅プロジェクト」として、府内でモデル的に取組みを進めております。具体的には、地域で森林内に残っている林地残材や未利用材を、地域の所有者の方、あるいは林業事業者、ボランティア団体の方々に集めていただいて、これをバイオマス利用の事業者に使っていただけるような取組みを進めてきております。

木の駅プロジェクトについては、26年度にトータル50立方メートルの搬出実績がございます。これは、25年度（前年度）の実績からしますと、一応倍増ということになっております。けれども、まだまだ搬出コストに対する採算性が低いということがありまして、取組の森林所有者等への周知がまだ十分でないようなところもあり、活動としては取組みがなかなか広がっていかないような状況もございます。現在、府内あるいは近畿府県でも木質バイオマス発電所の稼働が相次いでおります。これによりまして木質バイオマスの需要が増加していくことが想定されますことから、地域で集められる未利用材を府域でまとめて、継続的・安定的に、例えば発電事業者等に供給できる仕組みづくりも進めていく必要があるかと考えております。

これらにつきましては、後ほど森林環境税の事業の説明をさせていただきますが、こういった取組みにつきましても、今回新たな事例の対策の中で仕組みづくりにも取り組んでいこうと考えております。

簡単ではございますが、放置森林対策行動計画の進捗状況につきましては以上でございます。

【増田会長】      ありがとうございます。

ただいまご報告のありました放置森林対策行動計画の進捗状況につきまして、何かご意見もしくはご質問等はございますか。いかがでしょうか。

松村委員、どうぞ。

【松村委員】 2点あるんですけども、まずは質問です。

ボランティアの参加数、年間の目標1万5,000人ですね。これの数字の根拠がどこにあるのかなというのがまず1点です。

それと、バイオマス利用、これは最近ものすごく着目されているんですけども、一番大事なのは何かというと、需要者に対して安定供給できるかということですね。それを例えば、こういうところをこういうふうの間伐して、いろいろやって、こういうふうに出ますよという根拠を見せてやらないと、事業者は多分乗ってこないと思います。この前でも、奈良県では一応五條市でバイオマス発電を始めたようですけれども、大阪府でやるのか、それとも奈良県へまた供給するのか。府内でやるのか、近隣の発電所に供給するのか、その場合、年間どの程度のものが出ていくのか、それとまた、距離がありますよね、どこまで運べるかという。そういうものを含めて検討はされているんでしょうかということですよ。

【増田会長】 いかがでしょうか。2点ご質問が出ておりますけれども。

【塩野森林支援補佐】 まず、目標値の1万5,000人の根拠でございますけれども、これは、年間、間伐できる面積と、それに携わる人数とから、年間大体1万5,000人という数字を出しているということでございます。ただ、ボランティアさんの活動がイコール間伐の実施ということで結びつくものでもないんですけども、大体こういった方々が山の中で間伐作業をしたら延べ何人ぐらいかかるかなという数字と、年間の想定される間伐の面積とから算出しているという、当初はそういう数字でございます。

それから、バイオマスにつきましてですけども、委員がお示しのとおり、大阪でも1社、この12月にバイオマス発電所が稼働しております。それ以外にも、奈良県とか三重県とか、近畿府県でも幾つかバイオマスの発電所が今整備中であつたりというところもございます。おっしゃられますように、我々が今後考えていく仕組みの中では、やはり少量ではなかなか商業ベースとして引き取ってもらえないということがありますので、府域全体を捉える中で、どれぐらいのロットを年間例えばバイオマス用に集められるかという取組みを、その仕組みづくりをする中でやっていき、年間このぐらいの量であれば、このぐらいの値段で引き取りましようというような形で相手方と交渉する中で、供給の販路といえますか、そういうのを探っていきたいと考えています。

その中で、我々としては一番近隣である大阪府内の発電所というのが一義的にあるかもしれないませんが、ただ、奈良県も、山を越えれば、距離的にさほど極端に差があるわけではございませんし、そこは、持っていく量、それから事業者さんが求める質であったりということも勘案しながら、要はあとは値段ですね、搬出に係る経費、それから引き取っていただく値段とか、そういうところの中で、どことそういった取り組みをしていくかというのを考えていく必要があるかなと考えております。

【松村委員】 そのところで、今おっしゃったように、質の話がありますよね。スギとかヒノキとか松、そういう別の広葉樹とあれば、どの辺が、カロリーが大分違うみたいなんですよね。だから、そういうものが例えばわかると、効率のいい樹種は何なのという研究とか検討はされますか。今、スギ、ヒノキばかり植えていますけれども、もう少しバイオマス用の樹種を見つけて。例えば早生樹というのがあるんですね。センダンという、うちの府大で何かやっているようですけれども、そういうものに転換していくようなことも考えることが頭の中にあるかどうかですね。

【塩野森林支援補佐】 早生樹の話は幾つかそういった取り組みをされているのは聞かえてきています。まだ我々自身は本格的にそういったところの検証までは至っていないのが正直なところです。ですから、例えば他府県とか近隣のところでそういった取り組みがあるような状況についても我々は少し勉強していく必要もあるかと思っていますし、各発電所なり事業者さんがどういった質のものを求められているか、そういった情報もとりながら、大阪府内でどれぐらいのものをどんな形で供給できるのかということを考えていく必要があるのかなと考えております。

【松村委員】 早く進めていただければありがたいと思いますが、私はソーラーパネルよりこっちのほうが多分有効だという気がしているんですけれども、ぜひお願いします。

【増田会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

黒田委員、どうぞ。

【黒田委員】 1点質問とお願いがあります。今の松村先生のことにも関連するんですけれども、この放置森林対策に関しては対象の森林が人工林と竹林だけが書かれていますけれども、あと里山二次林は全く対象外ですか。

【増田会長】 事務局、いかがでしょうか。

【塩野森林支援補佐】 この放置森林対策行動計画は、計画書にも書かせていただいて

いるとおり、いろいろ仕分けはしているんですけども、今回の計画の中で特に目標値を設定するものの対象としては、人工林と竹林をまずターゲットに目標値を置いて、それに対する対策をとっていかうということで、10年間の計画としてさせていただいているところはあります。ボランティアさんとか府民の方々の参加によります活動という中では、当然里山とかも含めたフィールドでの取り組み活動を考えておりますけれども、例えば間伐ということで目標値を置いている分につきましては、人工林、竹林をまずということでさせていただいているところです。

【黒田委員】 その事情はとてよくわかりますし、緊急性ということではそうだと思うんですけども、多分、面積から言うと、里山二次林も大阪府はかなりあると思うんです。この図を見ていますと、そこがやっぱり天然林という名前でどうしても分類されてしまうので、放置してもある程度大丈夫と思っている方が府民にも多いという事情もあると思います。ですけども、実際はこれは天然林じゃなくて、人がさわってきて放置した完全な放置林ですから、そのところは、今すぐでなくても、やっぱり里山二次林をどうするかという、どこかにちょっと入っていないと、ボランティアの活動の指導の面でちぐはぐになるのではないかと思うんです。

今もう1つ私がお願いと申し上げたのは、ボランティアが知識がなくてめちゃくちゃなんですよ。これは、近畿圏を見ていましたら、各県どこもです。これは、人工林の管理方法を里山林に持って行ってしまって間伐だけやるとか、完全に知識がないので、指導が必要なんです。そのところが、この計画で人工林と竹林だけを対応されていると、もしかしたら指導者自身が人工林のやり方を教えてしまうのかなという心配もあります。こういうところはかなり、やり方はきっちり、管理手法は実は指導すればわかる方法ですので、ぜひこのボランティアの指導、レベルの上昇に関しては行政のほうで把握して、質の向上を何とか仕向けていただけないかというのは、私たちからほんとうに希望です。行って悲しくなるような活動、遊びの後というようなことがたくさんあります。そういうことで、里山二次林も入れていただきたいということをお願いします。

先ほどのバイオマスの利用のことですけども、実は里山二次林の広葉樹の蓄積がめちゃくちゃ今あります。ものすごい体積があります。そのところを利用することを入れると、バイオマス発電のところに、近場の切りやすいところから供給していくという計算もできていくと思います。そのところ、人工林だけを見ていますと、人工林はそれこそエネルギー換算したときに低いということも今お話に出ましたし、もう1つは、さっきも早

生樹はどうですかとおっしゃいましたけれども、今ある里山林をもうちょっと何とかすれば、次の早生樹でというあの計画にも進めると思うんですけれども、今のところは荒れたやぶの状態なので、次の植林に向かいにくいのかなという面もありますので、10年、20年先のことも含めていただければと思います。お願いいたします。

【増田会長】       ありがとうございます。

それでは、先ほども手を挙げていただきました中村委員、どうぞ。

【中村委員】       住宅建材の数字が伸びているということで、塩野さんがしょっちゅう話していることなので、同じことを繰り返して申しわけないけど、安定供給というところをいつも一生懸命やっているとおっしゃるんですけども、ほとんど実際は出てきていないというか、大阪材を使え、大阪材を使えと府はおっしゃいますけれども、現実、市場では大阪材なんてあるのかというのが実態ですし、乾燥したものしかありませんし、今非常に木材を使おうという風が吹いているにもかかわらず、大阪材については市場でほとんど流通していない。

また、先ほどお話がありました子供施設、そこで木材を使おうなんて、今、府木連でも一生懸命PRに回っているんですけども、そこで大阪材を使ってくださいと言葉では言っていますけれども、現実には使ってもらえないというか、どこにあるのと言われたら、それで詰まってしまうというのが実態です。そのあたりのこと、今まで山を、木を大事にして育ててということで先生方も一生懸命考えてやってこられたと思いますけれども、ここまで育ててきた木をどうするねんという。現実には市場の中では木材はほとんど離れてしまって、普通の家、住宅はビニールハウスになってしまっているわけですよ。学校もコンクリートです。家もアパートというか、マンションですから、それに使われているのはほとんどビニール。木造住宅においてもビニールハウスになってしまっているのが実態ですね。それを、子育て施設というところで木材を使いましょうという運動を今、木連でも一生懸命やっているんですけども、ここに大阪材をもっと使うためには、ほんとうに真剣に商品化するというか、安定供給するということを、お題目じゃなくて現実にやってほしいなと思っていますので、ひとつ、無理ばかり言いますけど、よろしく願います。

【増田会長】       ありがとうございます。

もうお一方、手を挙げていましたね。藤平委員、どうぞ。

【藤平委員】       最初に説明していただきました人工林の間伐の実施面積のものですけれ

ども、平成24年でがくと値が下がった理由を教えてくださいましたが、これは今後、今説明していただいたことをしていくと、面積的には増えていくという予測のもとでお話をお聞きしてよかったのかなという、済みません、確認になりますけれども、その方向性を教えていただけたらと思います。

【増田会長】 事務局、いかがでしょうか。

【塩野森林支援補佐】 説明の中で申し上げましたとおり、我々としましては森林経営計画というのを立てていただいて、その中では一定、国の補助金なんかも導入しながらやっていかなきゃいけないというようなところはございますけれども、そういった中では、予測としてはまだ27年度がどういった数字になるかというのはありますけれども、できる限り集約化の地区をきっちりつくっていく中で取り組みをしていきたいと思っています。

国は、動きとしては、先ほど申し上げましたとおり、単に伐り捨てをするということだけじゃなくて、一定の制限を設ける中で、これだけの量を搬出してくださいというような条件をつけた中での補助金の事業に転換してきております。それでいきますと、大阪府の中でも一定の木材を搬出間伐していかなければいけないということになります。ですので、間伐とあわせて、一定量の間伐材の搬出が今後も出てくるということにもなりますので、中村委員のお話にありましたとおり、出てくる木材について、いかに川下側で使っていけるような対策をとっていくかというのが重要になってくるとは思っております。

【藤平委員】 ありがとうございます。

【原森づくり課長】 バラ色の話ばかりしておってもあきませんので。間伐は森林所有者さんにはかなり負担がかかりまして、国・府の補助金により、していただいているところでございます。国の方針が変わりまして、今までのように伐ればいだけという補助金制度から、伐ったものを出して使ってもらおうという補助金制度に変わりましたものですから、間伐に取り組むのが、安易な形じゃなくて一定の経営を考えながら取り組むような形になってまいりました。その補助金を頼りに実施しているものですから、その形でいきますと、24年度以降大きく下がったというのはそこに1つありまして、今後は国の補助金が飛躍的に伸びない限り、数字的には横ばい状態が続くものだと思っております。

その中で我々はどうしたらいいかということで、先般ありました森林環境税の話の中で、より経済的に、自主的な間伐を進めるような何かの手だてをしていきたいという方向で、環境税による取り組み事業として上げております。その方向で、微増ですけれども、府独自の方向での間伐の増加を目指していきたいし、併せて、中村委員からありましたように、

大阪材として活用していただく丸太をまず出してこなくちゃいけないと思いますので、その丸太をどう出すのかということも含めて取り組んでいきたいと考えております。

【増田会長】       ありがとうございます。

栗本委員、どうぞ。

【栗本委員】       皆さん誤解があるようですので、少し考え方を訂正していただけたらなと、お願いを兼ねて言いますと、木材のスギ、ヒノキは、確かにスギは軽いんですが、エネルギーはキロ当たりでやりますので、乾燥重量のキロ当たりのエネルギーの発生量というのは木材でそれほど変わるものではありません。

それともう1つ、大阪材がという話ですけれども、初市はこの1月8日にありまして、今週の金曜日にも市がありますけれども、残念ながら売れ残るということもございます。ですので、ぜひ市場に来られて木を買っていただきたいというのが森林組合からの切なるお願いでございます。

以上です。

【増田会長】       ありがとうございます。

長島委員、どうぞ。

【長島委員】       いろいろな委員の方々から、安定供給というお話と、大阪材が流通していないという話と、あとバイオマス利用をどこにどう出していくのかというお話があったかと思うんですけれども、先ほどお話があったかと思うんですが、森林経営計画をどう立てていくのかというところ1つに全てがかかわってくるんだと思うんです。安定供給をしようと思うと、例えば現時点で平成27年度にどのぐらい出てくるのかがよくわからないという状況ではいけないはずなんです。木材供給をするには、川中、川下は、山側から1年先、2年先、何立方メートルどこから出てくるのかという情報が必要で、それがないと安定的には買っていただけないというのが現実だと思うんです。それはおそらく木質バイオマスも一緒ということだと思うんです。交渉しようと思うと、その情報がないといけないということになりますので、まず必要になるのは、27年がどう、28年が出てこないかわからないという現状を打開しないといけない。そうすると、2年先、3年先ぐらいの経営計画がどこでどのぐらい立てられるのかという見通しをある程度つけておいて、今年はこのぐらい出てくる予定ですよということがお話しできる状況を何とかつくっていただく必要があるのかなと。これは大阪府だけではなくて全国的な問題になっておりますので、ここだけのお話ではないかと思うんですけど、そのための、全体として、どこにどれだけ森林

があって、まずはどこをどう伐っていけそうかというところをご検討いただく必要があるのかなと思っております。経営計画の1年先、2年先の状況がどれだけつかめているのかというところ、当たりがつけられているのかというところを教えていただけたらと思います。

【増田会長】 いかがでしょうか。

【原森づくり課長】 確かに安定供給、それから、そのものということとして、今回そういう中で我々、森林環境税のほうで、林業を永続的、継続的に行っていくということで、府下を34地区に絞り込んで、そこを中心に経営計画を導入して経営を進めていくという取り組みを、環境税というものを使いながら、インフラ整備をして、林業活動していただくような計画を立てておきまして、それに基づいた中でそれぞれ年度ごとにどれくらい出てくるかという、経営計画の計画量を取りまとめたものを把握して、それに基づいて経営活動を支援していこうという制度をつくって参ろうと思っております。その辺、十分配慮しながら、ユーザーでありますそれぞれの皆様に適切な情報を流しながらやっていきたいなど。そのほうに着目し28年度から取り組んでいこうと、今いろいろと苦労もしているところでございます。来年のこの場でその辺の進捗状況をご報告できればまたうれしいことですが、栗本委員もご存じのように、森林所有者さんは大変つらい立場にある方も大勢いらっしゃいますので、我々の書いた計画がうまく進むのかどうか、その辺は森林所有者さんのご協力も得ながら頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【長島委員】 ぜひお願いいたします。

【増田会長】 奥野委員、どうぞ。

【奥野委員】 私は山の立場ということで、山の出荷者の立場でお話しさせていただくんですけども、今、黒田委員から、広葉樹の伐り方、この問題点は私どももわかっております。ただ、その木を伐るのに、ボランティアで切るような木なのかと。そういうことでもございまして、広葉樹なんかは太い木、60年ぐらいしたら萌芽しないという問題も私どももわかっておるんですけども、ただ、それを伐って出してくる、伐ったところで出していく道がない。そこで捨てるんだったら置いておいたほうがまだましかなということで、私もボランティアを一応指導させていただいておるんですけども、彼らにそこまでは絶対に言えない。命にかかわるようなことはさせられませんので。

【黒田委員】 当然それはわかっております。当然わかった上で、できるところでどう

いうふうにその木を伐るかという。

【奥野委員】　それで、我々もこれから考えていかなきゃいけないのが、広葉樹も同じでございます。ただ、ボランティアでやっていただけるのは小さい木しか、今のところではできない。プロがやっぱりやっていかなきゃいけない。プロがやっていくのには経営計画を樹立しないとやっていけない中で、経営計画を大阪で立てるとしたら大変厳しい。和歌山でも同じ、奈良県でも同じように、傾斜地がものすごく厳しいので、搬出の道をつけるとするのは相当な苦勞がかかっていきます。それで、私どもも今、経営計画を立てながら、山の木を市場のほうに出しております。重機を入れないと、木というのは手ではさげられない。ボランティアではトラックもないというような事態の中で、我々はどのような形でエネルギーの木を出していくのか。

そういうことでやっておるんですけれども、その中で、やり方の基本といたしましては、木を出してきて、私どもも生活がかかっていますので、出していますけれども、ただ、今、中村さんからお話しいただいた、森林組合のほうで川下まで今のところしておるんですけれども、そこまで、森林組合の関係で川下までは到底無理だろうと。川下のほうで何とか、製材所なんかでももっと持っていただいて。今、栗本委員からお話があったんですけれども、大阪の市場に木は出てきています。それで、大阪だけでは需要が足りないので、兵庫県、あるいは奈良県、ほかの府県にも出さないと値段がとれないものですから、そういう形で販売させていただいておるという問題点がございます。この中で、我々としましては、これから以降、需要がどのような形になっていくのか。これによって経営計画をどのような形で林齢のところに、これからユーザーの皆さん方のお申し出があるのをどのような形に持っていったらいいのか。これは森林組合と私ども山主との関係でいろいろと、次の使ってもらえる量も考えていきながらやっております。

特に、一園一室の場合には、細い木。あまり太い木は節が大きくなりますので、小さい木しか教室には使えない。ところが、住宅の場合は節の大きな木でも売れるよと。我々はその辺のアンバランスをどういうようにして解決しながら価格を高く維持していくのか。この辺は私ども山の立場として大変悩みながら今やらせていただいております。その中で経営計画なり、今、私もお願いしたんですけれども、森林環境税、この辺をうまく利用させていただきまして、山の状況を守っていきながらしていきたいなということで、これはやっていけるように、私どももやっておりますけれども、皆さん方のいろんなご意見を伺いながらやらせていただきたいと思いますので、その辺、またいろんなご意見をお

伺いたいと。ただ、私どもも林業の形として、新たな大阪の林業、環境を守っていくの  
にどう守っていったらいいのか悩みながら今やっておりますので、皆さん方のご指導をお  
願いしたいと思います。

【増田会長】       ありがとうございます。

大幅に時間が経過しておりますので、当初の予定で私のシナリオには3時半に終了とな  
っているんですけども、まだ議題2番目で3時半を既に過ぎています。熱心な意見交換  
をするというのは非常に有意義ですけども、少し効率を上げていかないと終わらないと  
思いますので、よろしく願いしたいと思います。

坂野上委員、どうぞ。

【坂野上委員】       皆さんさんざんおっしゃっておられます木材利用量のことですけれど  
も、これは26年度は95%達成しているという、何か、増えているのかなど。いろいろ  
取り組み状況も前向きに書かれているんですけども、皆さんのお話を伺っていると、  
結局2,000立方メートル増えたなんていうのは全然目に見えたものではないと。ほんとうは  
どんなところで増えたんですか、府外に行っているんですか、加工量が増えているんです  
かとか、伺おうと思ったんですけども、そういう話ではないと考えたほうがいいんでし  
ょうか。済みません、言わなくてもいいような意見で。

【増田会長】       いかがでしょう。達成率を掲げられていますけれども、これをどう評価  
すべきかというご質問かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【塩野森林支援補佐】       計画の中で設定しております目標値に対しての達成率というこ  
とでは今報告させていただいておりますけれども、委員の先生方からご意見もいた  
だいておりますとおり、府内の森林から出てくる木材、これをいわゆる川下の市場でうまく  
流通させていくという、その流れをつくっていくということが重要なんですけども、川  
下の現場サイドでもまだまだ大阪府の木材が知られていないというのも事実でございます  
し、そういうことではやはり地元地域からこういった木材が出てくるんだよ、使えるのが  
あるんだよということを我々としても知っていただくという取り組みからスタート  
させていかないといけないということが重要と思っています。

そういう意味で、先ほど来からお話しさせていただいておりますとおり、4月からの新た  
な税の取り組みではそういう地区を重点化して集約化に取り組むという取り組みの一方で、  
木材を、特に板材ですね、内装材なんかで使っていけるような、そういう取り組みといっ  
たものもこの中でやっていって、資源の循環利用というのを継続的に進めていくような、

そういうのに取り組んでいこうとしているところでございます。

【増田会長】 ありがとうございます。

松本委員、どうぞ。

【松本委員】 済みません、二、三分だけですが。

要は、今いろいろ問題がございますけれども、材木が出てこないのは、木が安いからなんです。木の値段が高くなれば、おそらく間伐の問題も全てカバーできると思います。特に80年生ぐらいの木でございますと、山から出して市場へ持っていった時点で、伐採業者の経費で終わり。山主には一銭も入りません。そういうことで、誰ひとり間伐しようとしな。ということで、私どもの村は今年、1haでやってくれば60万出そうということで、来年度からとりあえず20haだけ予算を組みました。これで伐採を業にしたいという人が出てくれば、少しは山が助かるのかなと。今いろいろ問題がございますけれども、誰も、伐っても金にならないから伐らない。そういう状態が千早赤阪村。もちろん河内の山全部そうだと思います。奥野委員もご存じのとおりでございますが。特に山主なんかには1円のお金も入りません。かろうじて私どもの村で山林業でヘリコプターを飛ばしてどうにかカバーできているのは、平均樹齢150年の山主1人だけでございます。あとは木を出そうという気もない。ということで、一番大事なのは材木の値段を、少なくともスギは立米3万円、ヒノキで5万円ぐらいまで持ってこないと、まともな林業経営はできない。私はそう思います。

以上です。

【増田会長】 ありがとうございます。

山主の立場、あるいは学識経験の立場、いろいろな立場から意見交換できたかと思ます。ある意味、多分、東京オリンピックに向かって木質化というのはどんどん進んでいくわけですが、そういう追い風をいかに受けとめるための具体的戦略をどう立てていくのかというあたりに尽きようかと思ますので、お互いにいろんな意見交換をしながら具体的戦略をどう立てていくかというところへ、皆さんに協力していただいて、できればと思ますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

それでは、今の形で進捗状況及び検証については意見交換が終了したかと思ます。

もう1題、議題がございまして、林地開発許可の実績報告について、よろしくお願ひしたいと思ます。

【樋口副主査】 森づくり課保全指導グループ、樋口です。

資料3「林地開発許可の実績報告について（報告）」ご報告させていただきます。森林法第10条の2に基づく林地開発の許可について、前回の森林審議会以降からの実績等についてご報告いたします。なお、森林審議会へ意見聴取することになっている5ha以上の、諮問が必要となる案件は今回はございません。

それでは、お手元の資料3-1「前回の審議会以後の開発にかかる森林区域5ha未満の林地開発許可実績（報告事項）」をごらんください。前回の審議会から昨日までの許可実績を取りまとめております。

新規につきましては、事務所・事業場の造成として4件、約6.8ha、農地造成等として1件、約1.0ha、新規は合計5件で約7.8haの実績となっております。また、変更につきましては、事務所・事業場の造成が4件で約0.7haの増加、土石の採取につきましては3件で約1.2haの増加、道路の造成が2件で約1.3haの増加の、9件、3.2haの増加ということで、合計としましては、新規、変更を合わせまして14件で約11haの増加となっております。

許可等の実績報告は以上となりますけれども、近年の開発傾向の説明につきまして、次の資料3-2「過去5か年の許可・協議面積の推移（目的別）」を用意しております。グラフは、平成22年度から平成27年度の昨日までのグラフを作成しております。年度数値の上には最近の開発の相談件数の参考としまして新規件数を、それぞれ許可・協議別に示しております。

なお、協議につきましては、森林法第10条の2第1項第1号及び第3号により、許可が不要とされる国または地方公共団体に関する連絡調整をしたものとなります。

全体としましては、道路の造成と土地区画整理事業等による、公共工事によるものが面積の大半となっている状況です。

年度別に見ますと、平成23年度が許可面積が突出しているんですけれども、これは新名神高速道路工事によるものです。それからまた特徴的なものとして、26年度にその他としまして26haほどあるんですけれども、これにつきましては、安威川ダムの関連事業一式ということになっております。

民間関係になりますと、採石場の更新に伴う区域拡大、それから事務所・事業場の造成が林地開発許可の主なものとなりますけれども、この中で全国的に急増している、先ほどもお話のありました太陽光発電施設に関しましては、25年度に4件、約9ha、それから26年度に3件、約4ha、こういった実績と傾向になっております。

なお、太陽光発電施設につきましては、27年度は相談はありますけれども、今現在としまして許可実績はゼロということになっております。

以上で、林地開発許可等の実績報告を終わらせていただきます。

**【増田会長】** ありがとうございます。

資料3に基づきましてご報告をいただきました。林地開発許可の実績報告について、何かご意見、ご質問等はございますか。いかがでしょうか。

**【三好委員】** 最近の傾向として太陽光パネルに対する開発が多いということで、27年度はまだということですが、電気事業の経過も含めて、今後さらにどうなるかわからないながらも、この傾向については非常に重視すべきであると私は考えています。といいますのは、太陽光パネルの設置箇所というのが、いわゆる人里にほぼ面したところの平地の雑木林というようなところで、かなり生物多様性的な意味においても、ある意味の小規模なホットスポットというようなところになっている可能性が非常に高いところが選択的に潰されていっているような傾向があるんじゃないかということ懸念しております。ということも含めて、こういうふうな、目的にある程度偏りが出た場合には、それによってなくなっていく森林の質的な特質にもさらに配慮していただけて、この5ha以下の案件であっても慎重にご検討いただけたらと思います。

それと、先ほどの第1の議事のところにも1つありましたように、実質林地になっているところ、放棄水田のようなところ、これについても同じような意味で、生物多様性的にも非常にホットスポットにもなりますし、かつ、そういうところは土石流なんか、いわゆる谷津田とか谷地田とか谷戸田とか言われる地形ですね、棚田跡みたいなところというのは、最近そういうところの土石流災害が非常に多くて、かつ流木供給源といいますか、言葉は悪いですけど、なっていますので、そういうところにある程度森林としての法的な網をかけるというのは非常に大事な話だと思いますので、そういう質的なところを考慮した上でこういう林地管理の変遷を見る目というものをつくっていただけたらという意見を申し上げます。

**【増田会長】** ありがとうございます。非常に貴重なご意見ですし、現在の状況を判断してということでございます。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、一応、きょう予定しておりました議事案件1、2、3は終了いたしました。ありがとうございました。

あと2点、報告案件が残されております。まず、報告案件の1番目ですけれども、先ほどから何回か出ておりました森林環境税についてのご報告をお願いできたらと思います。よろしくお願いたします。

【田中森林整備補佐】 そうしましたら、森づくり課森林整備グループの田中から説明させていただきます。先ほどもありましたように、時間がかかり押していますので、はしょって説明させていただきます。

資料4「新たな森林保全施策（森林環境税の導入）について（報告）」でございます。ページをめくっていただきまして、A3の資料でございます。新たな森林保全施策についてということで、一番先頭に「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る個人の府民税の税率の特例に関する条例」という、かなり長い名前の条例なんですけど、要は森林環境税の導入について平成27年9月議会で議決されました。来年度から森林環境税を導入するということでございます。これは、森林保全施策の財源を安定的に確保する目的で導入したということでございます。

経過につきましては、平成25年12月24日に調査検討会議を設置しまして、その後、調査検討会議を8回開催して、その中で施策とか財源のあり方について検討して参りました。また、平成26年9月12日には中間の取りまとめを行っております。この検討会議と並行して、府民意見を聞くということでシンポジウムとか、タウンミーティングなんかを、府内で107回やっておりますし、アンケートなんかでしたら、森林保全が重要でありますという人が90.3%、それから、新たな負担について賛成も約7割の方にいただいていると。こういうことも踏まえまして導入に踏み切ったということでございます。

税収ですけれども、平成28年から31年の4年間で約45億円、1人当たり年間300円を想定しています。

背景と現状ですが、1つは、山地災害の危険性が増大しているということで、表にもありますように、時間当たり50ミリメートル以上の雨量が平成になってからかなり増えているということと、先ほども話が出たんですけれども、土石流とともに溪流沿いの木が巻き込まれる流木被害というのが最近、広島でもあったように、ああいう被害がすごく増えていますので、こういう災害について未然に防がなくてはいけないということが1つ。

それから、森林の管理。これは、木材の価格が低いとか、間伐が進んでいないということと、そういう公益的機能が低下しているということ。

3つ目に、これは森林だけに限ったことではないんですけれども、平成14年度からず

っと予算が減少していまして、10年間で4割ぐらいに減少しています。こういうことから、山地災害でいえば、予防的対策というのができていない、復旧的な対策しか今実施できていないというような状況で、先ほど言いました集中豪雨でありますとかゲリラ豪雨に対する対策が実施できていない状況でございます。

こういうことを踏まえまして、来年度からこの45億円を使って事業を実施していきたいと考えております。大きくは2つの柱を立てておりまして、1つが自然災害から府民の暮らしを守るということで、これは、1つが先ほどから申しております流木対策ということで、これは、土石流が発生する、あるいは流木被害が出るおそれがある、しかも下流に保全対象が多い地区を大阪府のほうで調査しまして、30地区に絞り、そこで混交林化していくとか、危険木の、溪流沿いのそういう流木になるような木を伐採・搬出する。それから、当然土石流をそもそも起こさないための治山ダムを整備するというようなことをやっていきたいと考えています。

それともう1つ、主要道路沿いの倒木対策ということで、これも、交通量調査を行いまして、府県間道路をまたぐような交通量の多い道路を対象として、道路沿いで、今ナラ枯れがすごく増えていますので、それとあと、竹林もすごい勢いで拡大しています。こういうもので倒木になって被害が出るおそれがありますので、こういうものを何とかしていきたいと。特にナラ枯れにつきましては、去年に比べて被害が4倍以上に増えておりますので、これも早急にやっていきたいと考えています。

もう1つが、健全な森林を次世代につなぐということで、これは、1つは持続的な森づくりということで、その中にまた2つありまして、基盤づくり、これは先ほども課長から説明がありましたが、森林を集約化させる。森林経営計画を立てるんですけれども、大体100ha以上出て、税金を投資したら、その後、自立的に回っていくというようなところを34カ所想定しまして、その中で、例えば基幹的作業道でしたら、舗装するとか、あるいは路肩の補強をするとか、作業道の入り口に土場をつくるというようなことで、搬出コストを削減することでコスト低減を図って自立的に林業が回っていくというようなことをやっていきたいと考えています。

あわせて、人材育成ということで、先ほども委員の先生からも出ていますように、川上と川下をつなぐコーディネーターでありますとか、あるいは、みずから地域で、自分も実践するし、技術的なアドバイスとか指導ができる、地域の森林経営の核になるようなリーダーの育成をしていきたいと考えています。

2つ目に、未利用木材ですが、これにつきましても、先ほどからもバイオマスについて安定供給が重要だというようなことも言われていますので、その辺の仕組みの構築を考えていきたいと思います。

それから、子育て施設の内装木質化ということで、これは今も一園一室木のぬくもり事業ということで幼稚園とか保育所なんかの木質化をやらせていただいているんですが、これも大変好評をいただいていますので、これにつきましては事業を拡充して、府内で150園で実施したいというような事業を考えているということでございます。

ちょっと口早になりましたけれども、以上でございます。

**【増田会長】** これは報告案件でございますけれども、何かお気づきの点がございましたら、かなり時間はあれですけれども、二、三ご意見をいただいてもいいかなと思います。

吉田委員、どうぞ。

**【吉田委員】** 一々は大変だと思いますので、大きなところだけです。

年間300円というものの根拠。

それから、最初にご挨拶があったときに、4年間とおっしゃいましたけれども、その根拠をお願いしたいと思います。

**【増田会長】** いかがでしょうか。

**【田中森林整備補佐】** この300円の根拠でございますが、まず300円があるのではなくて、今回、調査検討会議の中で、どういうことが今後必要かという対策を先に考えまして、その中で流木対策でありますとか持続的な森づくりが必要だねという話になりまして、そこから、じゃ、どれぐらいの費用が要るのかということで、まず45億円という費用が要ると。そうなったときに、じゃ、年間幾ら取りましようか、何年取りましようかというふうに、先に必要な事業を出して、そこから期間と値段を算定しております。

ですから、トータルで45億円ですので、初めは5年ということもあったんですけども、1人300円としたら、切りのいいところで4年間でほぼ45億円になりますので、4年間ということで。

**【勝又みどり推進室長】** ちょっと言い方は語弊がありますが、要は緊急性が高いものに取り組むということなので、5年間じゃなくて4年間で着手するということ。

**【吉田委員】** 着手ですか。完成じゃないんですか。4年で完成ですね。

**【勝又みどり推進室長】** 完成は、4年目のやつが少し、1年ぐらいずれる場合もあり

ますので、5年かかるかもわかりませんが、少なくとも緊急性が高いということで、短い期間でやるという形の中で、5年を4年に短縮して着手せよということになっております。

【吉田委員】 わかりました。

【増田会長】 ほかはいかがでしょうか。

三好委員、どうぞ。

【三好委員】 簡単に一言だけお願いしたいんですけど、やはり森林管理の停滞というような問題をクリアするためには、先ほどありました森林経営計画をできるだけ多く迅速に立てていくというのは非常に有効であって、それに5年先とかまで読めるようにするのは大事ですが、もう1つ、山地災害の発生する場所というのは、実際には森林経営計画を立てられない非常に小さな林家さんが持ち主であるとか、あるいは経営計画を立てられていたとしても対象になっていない分野であることがほとんどです。なので、経営計画を立てるとするのは非常に大事ですけど、それともう一方では、森林経営計画でカバーできない範囲に対しては府が率先して情報を集めて、その整理・解析を積極的にしていただく必要があると思います。そこはぜひお願いしたいと思います。

【増田会長】 わかりました。ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】 時間がないのに済みませんけれども、繰り返しになりますけど、ほんとうに子育て施設というのは非常にいいことですが、いつもアンケートをとったりすると、一般の人たちは、木造住宅に住みたい、それから国産材を使いたい、こういうことを言われるんですが、現実には流れているのはほとんどそんなものは使われている住宅とかはありませんし、保育園でもそんなものを使っているところはないという実態なので、これはなぜかということをもう少しほんとうに皆、真剣にやらないといけませんけれども、府のほうもそういう環境、状況をつくっていただきたいんです。

また、私も今、各市町村を回って一生懸命お願いしていますけれども、子育て施設には木質材料のものを使いなさいというぐらい、条例化してもらいたい。そこまで強制的なことも要るんじゃないかなと思っていますので、ぜひともご検討願いたいなと思っています。

ほんとうに、木がいいということを言っているわりには使われていない。今、松本委員さんが言われましたけど、高くないとだめなんだと言われますけれども、現実にはほんとうに木材というのは一般の人は頭の中にあいませんから、ビニールシートのやつとかを建材メーカーが一生懸命本物に近づけてどんどんどん研究していますから、普通でしたら

すばらしい木の家に住んでいるとあって、さわってみたらビニールやったというのが実態なんです。そのところをしっかりと頭に入れて、どうやって使ってもらおうかというのは、やっぱり川下と川上がもっと話し合いをせんと、ほんとうに両方とも知らないです。山がどうなっているかなんか川下はほとんど知りませんし、山の方も、何で売れないんやと。こんないいものがどうして売れないんじゃとって空回りしているのが実態なので、そのことを破らなあかんと思っていますので、よろしくお願いします。

【増田会長】 ありがとうございます。貴重なご意見をいただいて、せっかく府民から超過課税を取るものですから、有効に、かつ効果的にというふうなご意見かと思えます。

それでは、最後ですけれども、ドローンを使って、ある一定の森林調査ができるという事例をご報告いただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どれぐらいかかりそうですか、映像としては。

【司会（新納副主査）】 10分程度になりますけれども。

【増田会長】 わかりました。

そうしたら、申しわけないですけれども、今4時でございますが、予定のある方は退席いただいて結構ですし、終了時間を少し、15分延ばさせていただきますして、16時15分には終えたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【三宅専務】 大阪府木材連合会でございます。

お手元の資料「ドローンによる森林調査」によりまして、ただいま中村会長も申しましたように、一般の人はほとんど木を知らない。それと同じように、大阪の山、ここに今日もいろいろ議論しておられますが、私も行政におりまして、そういう川下へ行きまして、ほとんど、川下の木材関係者の方は大阪の山とかいろんな山のこと全然情報がわかりません。ましてや、府民の森が、こういうすばらしいものもありますけれども、そういったことに関しまして知られていないのが実情ということで、私もほんとうに啞然といたしました。

そういった意味から、まだまだそういう知られていないことに関しまして、ドローンというのが今回非常に有効な方法であるということで、例えばタウンミーティングとか環境税の話とか、そういったことに関しましても、ドローンを使っていたらほんとうに見える形にわかるということで、非常に有効だということでございます。今見ていただきます山は、宮崎県のほうで私どもの副会長、津田産業で1,500町歩持っておりますが、そのうち150haについて実施いたしました。見ていただきますようによろしくお願ひい

たします。

(空撮画像紹介)

**【三宅専務】** ちょうど宮崎県の日南海岸に接したところに約1,500町歩の山がございまして、そのうちの約150haを約10分間で映像しております。

これは全て飢肥杉の山でございまして、100年生ぐらいの山が連なっております。まだまだ成長している木はてっぺんがとんがっておりますが、成長のとまったところは丸い形になっておるといふことございまして。

この辺は30年から40年生の飢肥杉の山でございまして。

約3メートルの作業道がございまして、去年の2月に大橋慶三郎さんに来ていただきまして、指導もしていただきました。

このように、林内でも十分ドローンは木に衝突せず運航ができます。

このドローンは、道を車で走ることによって、フォローミーといひまして、実際にリモコンについてくる機能がついております。

中央は120年生の飢肥杉でして、まだ現在どんどん成長しております。

飢肥杉の中にツリーハウスといふことで、ツーバイフォーで地元の木を使って、舞台をつくって、子供たちの自然環境学習の場にもなっております。

このように、ドローンを使いましたら、3次元でいろいろ新しい治山の話とか、それから森林計画とか、いろんな意味でこれは有効な手法でありますので、ぜひ大阪府さんもご検討いただきますようお願いいたします。

最初の手ほどきに関しましては、私どもの現地の技術者が行かましていろいろまた一緒になってさせていただければ幸甚でございまして。よろしくをお願いいたします。

**【増田会長】** どうもありがとうございました。

一応きょう予定しておりました案件は全て終わりましたけれども、事務局、何かその他はございましてか。特にございませぬか。わかりました。

本日は非常に熱心な意見交換ができ、川下、川上、お互いの理解を深めていくことの重要性和、極力具体的に戦略を立てていくといふような非常に貴重な意見もいただきました。森林審議会で大府下の林業の活性化のために貴重な意見交換をして、ある一定の戦略を立てるのに寄与できればと思ひますので、今後ともいろいろの意味でご意見、ご支援、ご鞭撻をいただきますことをお願いして、本日の森林審議会を終えたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

— 了 —